

行政組織の再編整備に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

行政組織の再編整備に伴う関係規程の整備に関する規程

(川西市総合計画策定プロジェクトチームの設置等に関する規程の一部改正)

第1条 川西市総合計画策定プロジェクトチームの設置等に関する規程（平成12年川西市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「資産マネジメント部副部長」を削る。

(川西市公共交通基本計画策定プロジェクトチームの設置等に関する規程の一部改正)

第2条 川西市公共交通基本計画策定プロジェクトチームの設置等に関する規程（平成25年川西市訓令第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「資産マネジメント部副部長」を削る。

(川西市担当職に関する規程の一部改正)

第3条 川西市担当職に関する規程（平成30年川西市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

担当職	所掌事務
危機管理監	総務部危機管理課の所掌する事務
市長公室副公室長 (人権・総合センター担当)	市長公室人権推進多文化共生課の所掌する事務 市長公室総合センターの所掌する事務
企画財政部副部長 (ICT推進担当)	企画財政部ICT推進課の所掌する事務
総務部副部長 (税務担当)	総務部市民税課の所掌する事務 総務部市税収納課の所掌する事務 総務部資産税課の所掌する事務

市民環境部副部長	市民環境部環境政策課の所掌する事務
(環境政策・生涯学習・公民館 担当)	市民環境部生涯学習課の所掌する事務
	公民館の所掌する事務
市民環境部参事 (中央図書館担当)	中央図書館の所掌する事務
福祉部副部長 (介護保険担当)	福祉部介護保険課の所掌する事務（事業所の指導監 査に関する事務を除く。）
健康医療部副部長 (保険・年金担当)	健康医療部医療助成・年金課の所掌する事務
	健康医療部国民健康保険課の所掌する事務
	健康医療部保険収納課の所掌する事務
都市政策部副部長 (空港・都市政策担当)	都市政策部都市政策課の所掌する事務
都市政策部副部長 (建築指導担当)	都市政策部建築指導課の所掌する事務
都市政策部副部長 (資産活用担当)	都市政策部資産活用課の所掌する事務
総務部総務課長 (情報公開・庁舎管理担当)	総務部総務課の所掌する事務のうち情報公開、個人 情報及び庁舎の維持管理に関する事務
総務部総務課長 (国勢調査担当)	総務部総務課の所掌する事務のうち国勢調査その他 統計に関する事務
総務部職員課長 (人材育成担当)	総務部職員課の所掌する事務のうち人事・人材育成 に関する事務
総務部契約検査課長 (工事検査担当)	総務部契約検査課の所掌する事務のうち工事検査に 関する事務
市民環境部市民課長 (マイナンバー推進担当)	市民環境部市民課の所掌する事務のうちマイナンバー に関する事務
市民環境部産業振興課長 (農政担当)	市民環境部産業振興課の所掌する事務のうち農業の 振興に関する事務

市民環境部文化・観光・スポーツ課長 (文化・スポーツ政策担当)	市民環境部文化・観光・スポーツ課の所掌する事務のうち文化・スポーツ政策に関する事務
福祉部地域福祉課長 (生活困窮担当)	福祉部地域福祉課の所掌する事務のうち生活困窮に関する事務
福祉部介護保険課長 (地域包括ケア推進担当)	福祉部介護保険課の所掌する事務のうち地域支援事業（総合事業のうちサービス・活動事業における従前相当サービス、サービス・活動A及び介護予防ケアマネジメント並びに任意事業のうち介護給付等費用適正化事業及び福祉用具・住宅改修支援事業を除く。）に関する事務
こども未来部こども若者相談センター所長 (若者支援・教育相談担当)	こども未来部こども若者相談センターの所掌する事務のうち若者支援・教育相談に関する事務
健康医療部保健センター・予防歯科センター所長（健康づくり担当）	健康医療部保健センター・予防歯科センターの所掌する事務のうち、健康づくりに関する事務
都市政策部施設マネジメント課長 (設備担当)	都市政策部施設マネジメント課の所掌する事務のうち設備に関する事務

(川西市部長会議規程の一部改正)

第4条 川西市部長会議規程（平成30年川西市訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、第19号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

19 危機管理監

第2条中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

(市立川西病院跡地活用検討プロジェクトチームの設置等に関する規程の一部改正)

第5条 市立川西病院跡地活用検討プロジェクトチームの設置等に関する規程（令和5年川西市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「資産マネジメント部副部長」を削る。

（川西市北部まちづくり方針推進プロジェクトチームの設置等に関する規程の一部改正）

第6条 川西市北部まちづくり方針推進プロジェクトチームの設置等に関する規程（令和6年川西市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「資産マネジメント部副部長」を「都市政策部副部長」に改める。

第7条中「資産マネジメント部資産活用課」を「都市政策部資産活用課」に改める。

別表中「資産マネジメント部副部長」を「都市政策部副部長」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。